

平成20年8月29日開催  
調 査

# 総務教育常任委員会資料

○調査事件1 滞納税の収納対策について

財務課税務グループ

## 調査事件 1 滞納税の収納対策について

### 1. 収納状況について

平成17年度から平成19年度までの3年間における収納状況については、次表のとおりです。

各年度における現年課税分の収納率については、95%台を維持しているものの、滞納繰越分では年々減少し、平成19年度においては、9.46%に落ち込んでいる状況にあります。

減少の理由としては、いくつかの原因が考えられますが、特に滞納分を増加させないために、現年度課税分の徴収に重点を置いたことによるものです。

町税収納状況表

(単位:千円)

区 分		町民税				固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税		計	
		個人		法人		現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰
		現年	滞繰	現年	滞繰								
17年度	調定	130,849	24,462	27,489	1,273	254,449	47,125	6,091	160	226,807	81,285	645,685	154,305
	収納	126,800	5,778	27,429	90	244,538	3,487	5,979	55	209,346	11,487	614,092	20,897
	収納率	96.91%	23.62%	99.78%	7.10%	96.10%	7.40%	98.16%	34.48%	92.30%	14.13%	95.11%	13.54%
18年度	調定	133,447	22,401	25,030	1,243	235,844	50,455	6,309	215	219,493	81,423	620,123	155,737
	収納	128,786	3,349	24,784	344	227,330	1,612	6,140	51	204,950	14,390	591,990	19,746
	収納率	96.51%	14.95%	99.02%	27.71%	96.39%	3.19%	97.33%	23.78%	93.37%	17.67%	95.46%	12.68%
19年度	調定	156,355	23,316	28,341	1,144	232,455	54,554	6,304	316	223,740	80,024	647,195	159,354
	収納	148,117	3,623	27,969	237	224,628	1,050	6,148	100	208,091	10,067	614,953	15,077
	収納率	94.73%	15.54%	98.69%	20.74%	96.63%	1.93%	97.53%	31.69%	93.01%	12.58%	95.02%	9.46%

### 2. 滞納状況について

過去3年間における滞納額の状況については、次表のとおりですが、税目別の滞納累計額は、個人町民税で27,638千円、法人町民税で1,279千円、固定資産税で56,217千円、軽自動車税で367千円と合計で85,502千円となっております。

さらに、国民健康保険税においても、84,011千円が未収となっておりますので、これを加えますと総額で169,513千円が滞納となっております。

滞納の原因としては、滞納者個々に様々ありますが、主な要因としては、全国的な景気の低迷やイカ漁などの漁業不振、さらには公共事業の縮減によって賃金の低下や雇用の場の減少などが上げられます。

とりわけ、昨年来からの異常とも言える燃油の高騰によって、あらゆる分野に大きな影響を与えている状況を勘案しますと、さらに厳しくなるものと思われま。

なお、日常における納税相談等から分析した滞納原因についても次表で示しております。

滞納繰越の状況

延人数 (単位:円)

区分		町民税				固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税		計	
		個人		法人		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
		人数	金額	人数	金額								
平成17年度	H16以前分	262	18,683,993	15	1,182,700	351	43,637,065	21	104,700	439	69,798,433	1,088	133,406,891
	H17現年分	85	4,048,262	1	60,000	108	9,911,491	17	112,200	127	17,460,392	338	31,592,345
	欠損額	12	218,979	0	0	31	3,093,348	2	2,000	37	5,620,557	82	8,934,884
	未収額	335	22,513,276	16	1,242,700	428	50,455,208	36	214,900	529	81,638,268	1,344	156,064,352
平成18年度	H17以前分	271	19,051,862	15	898,300	384	48,843,224	28	163,800	439	67,033,364	1,137	135,990,550
	H18現年分	91	4,661,113	3	246,000	103	8,513,575	25	168,500	121	14,543,004	343	28,132,192
	欠損額	5	340,048	0	0	13	2,802,800	2	8,700	11	1,384,210	31	4,535,758
	未収額	357	23,372,927	18	1,144,300	474	54,553,999	51	323,600	549	80,192,158	1,449	159,586,984
平成19年度	H18以前分	292	19,692,859	14	907,000	437	53,503,555	36	215,600	456	69,956,395	1,235	144,275,409
	H19現年分	130	8,238,762	3	372,000	109	7,826,760	26	155,800	125	15,648,614	393	32,241,936
	欠損額	8	292,963	0	0	32	5,112,850	1	4,000	9	1,593,700	50	7,003,513
	未収額	414	27,638,658	17	1,279,000	514	56,217,465	61	367,400	572	84,011,309	1,578	169,513,832

滞納事由別分類表

平成20年5月31日現在  
実件数 (単位:千円)

事由	町道民税			固定資産税			軽自動車税			国民健康保険税			総合計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
① 生活困窮	10	952	2.4%	25	1,713	3.1%	3	20	5.4%	41	6,987	8.5%	61	9,672	5.4%
② 家計浪費	32	8,210	20.3%	19	1,593	2.9%	5	56	15.3%	28	9,905	12.1%	50	19,764	11.1%
③ 意識不足	82	11,164	27.6%	37	1,981	3.6%	12	128	34.9%	64	9,650	11.8%	153	22,923	12.9%
④ 事業不振	19	8,506	21.0%	28	39,937	72.1%	8	92	25.1%	26	23,464	28.6%	44	72,000	40.4%
⑤ 漁業不振	10	1,085	2.7%	9	618	1.1%	0	0	0.0%	22	8,467	10.3%	23	10,169	5.7%
⑥ 失業	14	2,268	5.6%	3	157	0.3%	0	0	0.0%	14	3,776	4.6%	21	6,201	3.5%
⑦ 病気	5	355	0.9%	4	723	1.3%	0	0	0.0%	10	2,394	2.9%	11	3,472	1.9%
⑧ 借財返済	26	5,475	13.5%	21	6,274	11.3%	3	22	6.0%	30	14,054	17.2%	47	25,826	14.5%
⑨ 行方不明	9	1,024	2.5%	5	316	0.6%	2	18	4.9%	5	1,963	2.4%	16	3,322	1.9%
⑩ その他	19	1,411	3.5%	26	2,048	3.7%	5	31	8.4%	19	1,256	1.6%	68	4,746	2.7%
計	226	40,450	100.0%	177	55,360	100.0%	38	367	100.0%	259	81,916	100.0%	494	178,095	100.0%

3. 収納対策について

現在の町の厳しい財政状況を考えますと、収納対策は緊急の課題であります。また、納税者における公平な立場からも収納対策の強化は必要不可欠でありますので、今後さらにいろいろな手法を加えながら滞納額の圧縮に努めてまいります。

特に、本年度からは、全職員に徴税吏員の発令をし、各課を6グループで編成した「町税等収納対策班」により、本年5月から徴収体制を強化しております。

現在進めています収納対策等については、以下のとおりです。

(1) 口座振替の加入促進について

利便性の向上や納期内納付の確保、自主納付の推進を図るため口座振替の加入促進を図っております。平成20年度においては、未加入の世帯に対し納入通知書の発布時に口座振替依頼書を同封して加入をお願いしております。また、口座振替は納税者の利便性の向上のみならず、納付履歴が明確になり、滞納防止についても効果があることから、今後も加入促進を積極的に推進します。

口座振替の振替登録件数は次のとおりです。

平成20年7月31日現在

登録日	H17.3.31以前	H17.4.1~H18.3.31	H18.4.1~H19.3.31	H19.4.1~H20.3.31	H20.4.1~H20.7.31	合計
件数	1,062	118	101	87	104	1,472

(2) 訪問徴収について

随時行っておりますが、毎月5日の間隔で集中訪問しております。年末、年度末と5月の出納整理期間については更に強化し訪問徴収をしております。3カ年の収納別実績は次のとおりです。

収納別内訳一覧

(単位:円)

年度	税目	現年	滞繰	調定額	収入額	収納内訳				
						自主納付	口座振替	訪問徴収	特別徴収	整理機構
17年度	町道民税	現年	185,820,000	180,071,401	64,277,094	38,711,300	2,744,307	74,338,700	-	
		滞繰	34,580,021	8,205,392	35.70%	21.50%	1.52%	41.28%	2,676,395	
	固定資産税	現年	254,449,400	244,537,909	204,749,552	37,255,300	2,533,057	-	-	
		滞繰	47,124,558	3,487,493	58.69%	-	8.70%	-	32.61%	
	軽自動車税	現年	6,090,800	5,978,600	4,742,300	1,144,100	92,200	-	-	
		滞繰	159,800	55,100	79.32%	-	19.14%	-	14,100	
	国民健康保険税	現年	226,806,500	209,346,108	141,289,948	62,964,900	5,091,260	-	-	
		滞繰	81,285,464	11,487,031	67.49%	30.08%	2.43%	-	1,837,151	
	18年度	町道民税	現年	190,764,900	184,088,225	68,808,325	35,844,300	5,234,200	74,201,400	-
			滞繰	31,812,268	4,787,587	37.38%	19.47%	2.84%	40.31%	1,824,183
固定資産税		現年	235,844,000	227,330,425	191,194,625	34,065,700	2,070,100	-	-	
		滞繰	50,455,208	1,611,984	84.10%	14.99%	1.04%	-	398,864	
軽自動車税		現年	6,308,800	6,140,300	4,962,100	1,114,400	63,800	-	-	
		滞繰	214,900	51,100	80.81%	18.15%	1.04%	-	24,744	
国民健康保険税		現年	219,493,100	204,950,096	137,256,759	63,678,500	4,014,837	-	-	
		滞繰	81,423,068	14,389,704	66.97%	31.07%	1.96%	-	7,200	
19年度		町道民税	現年	256,644,600	243,121,353	95,557,245	45,200,100	4,069,308	98,294,700	-
			滞繰	33,137,986	5,179,157	39.31%	18.59%	1.67%	40.43%	1,264,988
	固定資産税	現年	232,454,600	224,627,840	187,183,340	35,005,400	2,439,100	-	-	
		滞繰	54,553,999	1,050,444	83.33%	15.58%	1.09%	-	7,200	
	軽自動車税	現年	6,304,200	6,148,400	4,798,300	1,276,900	73,200	-	-	
		滞繰	315,600	100,000	88.70%	-	10.61%	-	4,000	
	国民健康保険税	現年	223,739,900	208,091,286	135,275,867	68,065,500	4,749,919	-	-	
		滞繰	80,023,758	10,067,363	65.01%	32.71%	2.28%	-	462,726	

### (3) 町税等収納対策推進本部による徴収について

全庁体制の連携強化を目的に組織しており、従来は関係課主査以上の職員で5月と12月に徴収強化を図っておりましたが、本年度からは全職員による臨戸徴収体制とし、徴収月は5月、8月下旬～9月上旬、12月として進めております。

#### 町税等収納対策推進本部による徴収実績

区 分	対象(延)		町税	税外	計
	世帯	人数	徴収金額	徴収金額	
平成17年度	50	61	1,441,230	821,690	2,262,920
平成18年度	55	78	841,107	657,707	1,498,814
平成19年度	35	51	804,900	464,050	1,268,950

### (4) 納税相談、納税誓約書の徴収について

相談による事情聴取、納税指導、納税誓約書の徴収を随時行い滞納防止に努めております。なお、現在の納税誓約は46件となっております。

### (5) 所得税還付金の差押と滞納処分について

確定申告時における国税還付金の差し押さえについては、税務署と情報の共有を図り差し押さえを実施しております。また、現在滞納処分により差し押さえを執行しているものは、不動産(土地2筆、家屋2棟)2件となっております。

所得税還付金の差押え (単位:円)

区 分	※件数は延べ				町道民税			固定資産税			国民健康保険税			軽自動車税					
	件数(人)	差押金額(円)	充当金額合計(円)	人数	本税充当	督促充当	計	人数	本税充当	督促充当	計	人数	本税充当	督促充当	計	人数	本税充当	督促充当	計
平成17年度	144	5,172,410	4,599,839	65	2,200,128	9,900	2,210,028	23	550,352	5,900	556,252	54	1,818,359	7,500	1,825,859	2	7,400	300	7,700
平成18年度	157	6,392,996	5,539,038	72	3,067,173	13,500	3,080,673	28	623,431	8,800	632,231	53	1,798,534	8,500	1,807,034	4	18,600	500	19,100
平成19年度	138	5,636,815	4,650,297	79	3,188,374	9,200	3,197,574	16	358,120	3,100	361,220	40	1,057,403	4,900	1,062,303	3	28,800	400	29,200

### (6) 渡島・檜山地方税滞納整理機構への徴収委託について

納税意識の希薄な滞納者、納税相談に応じない等の悪質滞納者については、催告書を段階的に送付し、通知文書に応じない場合は渡島・檜山地方税滞納整理機構へ委託しております。滞納整理機構は、従来の取り組みのほか今後の取り組みとして、動産・不動産についても積極的に滞納処分することとしており、滞納整理機構と連携し滞納額の圧縮を図ります。

滞納整理機構設立時からの徴収委託額及び収納実績は次のとおりです。

(単位：円)

区 分	委託件数	委託金額	収納金額	収納率	委託負担金
平成16年度	17	21,947,276	8,615,696	39.26%	2,650,000
平成17年度	17	22,107,161	6,207,853	28.08%	2,310,000
平成18年度	17	16,081,622	3,733,171	23.21%	2,617,915
平成19年度	12	12,936,541	1,741,714	13.46%	1,832,120
計	63	73,072,600	20,298,434	27.78%	9,410,035

## (7) その他の対策について

### ① 給与・預金・財産調査について

給与照会は、会社（54 事業所）から滞納者に伝わり、給与所得者には強い催告になるため納税意識の低い滞納者には積極的に実施しております。また、預金（25 件）、生命保険、不動産の調査については、差し押さえの事前調査として必要なだけでなく、納付相談時の折衝材料や執行停止の判断材料になるもので適時調査を行っております。

その他、滞納者の追跡調査（他市町村転出者の住所及び勤務先調査）も随時行っております。 ※（ ）の件数は平成 19 年度の実績。

### ② 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付について

保険税を滞納している世帯で、納付相談又は納付指導に一向に応じない者に対しては短期被保険者証を交付しております。さらに、1 年間以上納付がなく全く納付意識のない悪質滞納者については、被保険者資格証明書を交付しております。

現在の短期被保険者証の交付は 3 2 世帯、被保険者資格証明書の交付は 7 世帯となっております。

### ③ 電話催告と催告書の発行について

電話催告と催告書の発行は納付状況に応じて随時行っております。また、町道民税については、北海道との共同催告を実施しております。

（催告は、期別ごとの督促状のほか、年 6 回の催告状を發布）

### ④ 納付啓発について

納税者が納付忘れのないよう防災無線（本年 7 月から納期ごと）、町広報（毎月分）税務広報等（年 4～5 回）での納付啓発を行っております。

### ⑤ インターネット公売・クレジット納付・コンビニ収納・スタンプ券での収納については、今後の対策として検討してまいります。